

運営規程記載例について

これまで

- ・事業所の人員に変更があった場合、運営規程に記載する員数に変更が生じるため、変更届を提出する必要があった。
- ・変動がない場合においても、年に1度、人員報告のため、任意のタイミングで変更届の提出が必要があった。

運営規程記載例について

- ・運営規程の標準的な記載例を作成した。ただ、サービスにより必要項目は異なるので、条項を取捨選択する必要がある。

- ・**員数に係る表記を「～人以上」とすることで、変更届の提出頻度を確実に下げられる。**
（この場合は年に1度の人員報告も不要）

- ・その他、高齢者虐待防止の項目など、新しく追加された規定についても要確認。

○掲載場所

- ・本市HPの以下のページに掲載。
(リンク：ページ番号1011312)
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014902/1006001/1025733/1025735/1011312.html>

事業者指定係資料

介護職員等処遇改善加算について

介護職員等処遇改善加算

- ・令和8年度の処遇改善加算取得のための計画書は、4月15日（水）が提出締切。
(令和7年度から引き続き算定する場合でも計画書の提出が必要)
※ 令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の介護サービス事業所も含まれます。）
- ・上記※の加算新設事業所のみが所属する事業者などは6月15日（月）が提出締切。
- ・通知や様式等は、今後厚生労働省からアナウンスがあり次第、本市HPにも掲載予定。
本市ホームページのページ番号：「1011460」
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014902/1006001/1025733/1025737/1011460.html>

事業者指定係資料